

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目12番14号  
ユニマツト青山ビル

株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ  
代表取締役社長 平 家 伸 吾

## 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙の議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことも可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号  
アイビーホール青学会館 地下2階 サフラン  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1 第41期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第41期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 退任監査役に対し役員退職慰労金贈呈の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.unimat-rc.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
    - ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.unimat-rc.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
  - ◎定時株主総会終了後、株主懇談会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、政府主導の経済政策や日銀による金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢の改善に加え、設備投資が持ち直し、穏やかな回復基調で推移いたしました。個人消費の弱さや中国を始めとする新興国経済の景気の下振れ懸念から、今後の先行きについては依然不透明な状況となっております。

介護業界の状況としては、安倍政権が目標とする「一億総活躍社会」の実現のため、新・第3の矢に「介護離職ゼロ」が掲げられ、「介護施設・在宅サービスの整備」として、2020年代初頭までに介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乘せし、約50万人以上に拡大すること、「介護人材の確保・育成」として、離職した介護職員の再就職支援や介護福祉士を目指す学生等への返還免除付き学費貸付の対象を拡大すること、「介護休業給付の増額」として、仕事と介護の両立を支援するため、介護休業給付金の支給水準を現行の40%から、育児休業給付金の支給と同水準の67%まで引き上げること等を含む緊急対策が打ち出されました。

また、平成27年12月11日に開催された第10回日本版CCRC構想有識者会議にて、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の基本的考え方や制度化の方向性などに関する「生涯活躍のまち」構想(最終報告)(案)が取りまとめられ、将来予想される首都圏の介護施設不足を補う一助として、今後の展開が期待されております。

このような社会情勢の変化を鑑み、当社は平成27年10月1日に社名を「ユニマツトそよ風」から「ユニマツト リタイアメント・コミュニティ」に変更し、事業領域をシニアビジネス全体へと拡大すべく、新たな事業への取組みを開始いたしました。具体的には、①特化型デイサービスの提供、②自立型高齢者向けシェアハウスの提供、③付加価値の高い有料老人ホーム(新ブランド「交響-MAZERAN-」)の開発、④リタイアメント・コミュニティ事業の4つの事業に取り組んでおります。

以上のような環境の中で、当社グループは、介護保険事業を主軸とし、業務の効率化を図り、固定費の削減に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は449億7千1百万円(前年同期比24億3千4百万円増)、営業利益は7億7千2百万円(前年同期比5億8千8百万円減)、経常利益は2億8千万円(前年同期比7億2千1百万円減)、親会社株主に帰属する当期純損失は1億6千3百万円(前年同期は4億6千9百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

### 【介護事業】

介護事業におきましては、当連結会計年度において、9拠点の新規開設及び事業所の統廃合により、介護サービス拠点は、直営で279拠点、F C施設1拠点の合計280拠点（平成28年3月末現在）となり、提供するサービス事業所数は618事業所となりました。

売上高につきましては、営業力強化の結果、デイサービスの稼働率が向上したことに加え、ショートステイの利用者数も増加したことから、堅調に推移いたしました。一方で、利益につきましては、期初において、介護報酬加算の取得による収益の確保を目指し、積極的な人材確保及び処遇改善に努めました。第1四半期決算の結果を受けて、シフト管理の徹底等、業務の効率化及び人員配置の適正化を図ると共に、経費削減を進めてまいりました。また、施設サービスの質の維持・向上のため、夜間・休日等の勤務環境に柔軟かつ安定的に対応できる人員を確保するにあたり、常勤職員の比率を高めた結果、人件費が増加いたしました。

なお、平成27年8月より一定以上の所得のある利用者の介護保険の自己負担が従来の1割負担から2割負担に引き上げられましたが、これによる影響は軽微に留まりました。

以上の結果、介護事業の売上高は431億4千7百万円、営業利益は20億2千4百万円となりました。

今後につきましては、引き続き、稼働率の向上と経費削減に注力しながら、収益性の向上と経営基盤の安定化に努めてまいります。

### 【その他の事業】

高齢者向けマンション事業におきましては、継続的な営業活動の実施や幅広い顧客ニーズに対応できる施設運営をおこなっており、順調に推移しております。不動産分譲事業におきましては、沖縄・宮古島の投資型不動産の分譲販売が順調に推移しており、売上に寄与いたしました。

以上の結果、その他の事業の売上高は18億2千4百万円、営業利益は2億3千3百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

介護事業においては、コンプライアンスを重視しながら、利用者へのサービスの充実と収益の向上を図ってまいります。地域の介護ニーズに十分応えられるよう、様々な取組みを積極的に実施してまいります。

【介護事業】

介護サービスの品質確保のためには、現場で介護に従事する職員のスキル向上、法令遵守が重要です。当社は、人材育成への取組みとして「教育」の機能向上を最重要課題の1つと位置付け、全社的なレベルアップを図っております。また、施設毎に、お客様の要望と地域特性に沿ったキメの細かい対応を実践し、介護の専門家に相応しいサービス提供に努めてまいります。

【その他の事業】

高齢者向けマンション事業につきましては、収益安定の継続化を図るべく、入居者の要介護度の上昇を見据えた体制の整備をおこなってまいります。

また、制度リスクからの脱却を視野に、介護保険事業に依存しない取組みを積極的に展開し、安定的な収益を確保し、経営の基盤の強化を図ってまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は41億5千1百万円（リース資産を除く）であります。その主なものは、「クラシック・コミュニティ横浜」土地・建物27億9千9百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において89億2千4百万円の借入れによる資金調達をおこないました。また、機動的な資金支出を可能にするために当座貸越枠の設定をおこなっております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はございません。

## (9) 財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (平成25年3月期)	第 39 期 (平成26年3月期)	第 40 期 (平成27年3月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	37,543,591	40,615,875	42,537,830	44,971,875
経 常 利 益 (千円)	1,085,816	1,338,853	1,002,650	280,719
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)	707,943	1,003,535	469,806	△163,100
1 株 当 たり 当期純利益又は1 株当たり当期純損 失 (△)	82.51	126.01	59.92	△20.80
総 資 産 (千円)	34,657,475	35,387,359	35,267,885	38,781,232
純 資 産 (千円)	10,535,022	10,340,568	10,678,525	10,240,237

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

## (11) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

## 【介護事業】

居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業における各種業務、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営・管理等

## 【その他の事業】

高齢者向けマンションの運営管理、不動産分譲事業・賃貸事業

## (12) 主要な事業区分、介護施設（平成28年3月31日現在）

## 本社 東京都港区

## 事業区分

## 介護本部

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北海道事業部	宮 城 県	千葉事業部	千 葉 県
東北・北越事業部	新 潟 県	東海事業部	愛 知 県
群馬・栃木事業部	群 馬 県	近畿第一事業部	京 都 府
茨城事業部	茨 城 県	近畿第二事業部	大 阪 府
埼玉第一事業部	埼 玉 県	中四国事業部	岡 山 県
埼玉第二事業部	埼 玉 県	九州事業部	福 岡 県
埼玉第三事業部	埼 玉 県		

## 東京・神奈川

## 事業本部

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京事業部	東 京 都	神奈川事業部	神 奈 川 県

## 埼玉・千葉居住

## 系拠点事業本部

名 称	所 在 地
埼玉・千葉居住系拠点事業部	東 京 都 埼 玉 県

（注）事業部所在地は統括担当者が勤務する事務所がある都道府県を記載しております。

## 介護施設（都道府県別事業所数）

## サービス内容

DS…デイサービス GH…グループホーム SS…ショートステイ

有料…介護付有料老人ホーム（特定施設）

サ高住…サービス付き高齢者向け住宅（非特定施設） 訪介…訪問介護 訪看…訪問看護

居宅…居宅介護支援事業 その他…小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	DS	GH	SS	有料	サ高住	訪介	訪看	居宅	その他	合計
北海道	4	1	5	1						11
秋田県	2	2	1		1					6
岩手県	1		1							2
宮城県	2	1	1			1		3		8
山形県	1		1					1		3

	DS	GH	SS	有料	サ高住	訪介	訪看	居宅	その他	合計
福島県	1		1	2						4
新潟県	5	4	2					3		14
富山県	1	1						1		3
群馬県	8	3	5	1	1	1		7		26
栃木県	9	3	9		1	1		6		29
茨城県	9	7	2			2		9		29
埼玉県	46	23	34	8	2	3		27		143
千葉県	24	10	18	2	2	4		12		72
東京都	16	8	13	9				4		50
神奈川県	10	4	4	4	1	5		7	1	36
静岡県	7	4	7	1				2		21
山梨県	3	2	2					1		8
愛知県	11	6	5	3	1	1	1	6	1	35
三重県			1							1
岐阜県	3	2	2					1		8
滋賀県	2	1	2	1	1	1		1		9
京都府	5	5	2			1		2		15
大阪府	8	6	5	1				3		23
兵庫県	5	4	2		1	1		1		14
広島県	3	1	4					2		10
島根県	1	1	1					1		4
岡山県	1		1							2
香川県	1		1							2
愛媛県	1		1							2
福岡県	2	1	2	2				2		9
熊本県	2	2	1	1	1			2		9
佐賀県	1	1	1					1		4
大分県	1	1	1	1				1		5
FC	1									1
事業別合計	197	104	138	37	12	21	1	106	2	618

## (13) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社東和銀行	2,146,760
株式会社埼玉りそな銀行	1,845,160
株式会社足利銀行	1,644,593
株式会社新生銀行	1,533,060
株式会社三井住友銀行	1,249,880

千円

(注) 上記金額には、シンジケートローン残高及び未償還私募債を含んでおります。

## (14) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減
男性	779	79
女性	1,447	136
合計	2,226	215

(注) 上記の他、臨時・契約・嘱託職員2,687名及びパートタイマー3,679名がおります。

## 2. 株式の状況に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 8,598,912株  
(3) 株主数 4,746名 (前期末比347名増)  
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
高橋洋二	1,948	24.89
株式会社ユニマットライフ	1,553	19.85
株式会社東和銀行	174	2.23
カブドットコム証券株式会社	146	1.86
山本良二	136	1.74
ユニマットリタイアメント・コミュニティ従業員持株会	103	1.32
ミツワ電機株式会社	89	1.14
株式会社埼玉りそな銀行	85	1.08
浦西力	70	0.90
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT	61	0.79

(注) 1. 当社は自己株式758千株を保有しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた株式数(7,840千株)を基準に算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	平 家 伸 吾	
常務取締役	中 川 清 彦	経営企画室 室長 東京・神奈川事業本部 本部長
常務取締役	小 久 保 康 史	開発本部 本部長 開発本部 新規開発支援部 部長 開発本部 有料老人ホーム開発部 部長 埼玉・千葉居住系拠点事業本部 本部長
取締役	寺 坂 淳	管理本部 本部長
取締役	藤 井 康 彦	介護本部 本部長 介護本部 営業支援部 部長
取締役	谷 口 礼 子	介護本部 副本部長
取締役	高 橋 洋 二	株式会社ユニマットライフ 代表取締役会長 株式会社ユニマットホールディング 代表取締役 株式会社ユニマットプレシャス 代表取締役 株式会社ユニマットマミー&キッズ 取締役
取締役	山 内 森 夫	株式会社ユニマットライフ 取締役 株式会社ユニマットホールディング 常務取締役 経営企画室 室長 株式会社ユニマットプレシャス 取締役 株式会社ユニマットマミー&キッズ 代表取締役
常勤監査役	高 橋 英 生	
社外監査役	高 谷 裕 介	二重橋法律事務所 弁護士
社外監査役	芦 田 幸 一	株式会社ユニマットホールディング 経営企画室 部長 株式会社ユニマットマミー&キッズ 取締役
社外監査役	石 橋 治 朗	石橋税務会計事務所 公認会計士・税理士

- (注) 1. 平成27年6月23日開催の第40回定時株主総会において、新たに中川清彦、小久保康史、寺坂 淳、藤井康彦の4氏が取締役に、石橋治朗氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 平成27年6月23日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって取締役 山田茂光、伊藤久幸、増淵晃一、池澤明正、阿部夏樹の5氏は任期満了のため退任いたしました。
3. 平成27年6月23日付で取締役の地位を以下のとおり変更しております。  
取締役 増淵晃一氏は、取締役から執行役員に就任いたしました。
4. 社外監査役 高谷裕介氏は企業法務を専門とし、弁護士として培われた法律の専門知識と経験を有するものであります。
5. 当社は、高谷裕介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外監査役 石橋治朗氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	11名	104,808千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,309千円 (1,650千円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (2名)	115,118千円 (1,650千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には役員退職慰労金支給規程に基づく当事業年度における繰入額を含めております。
3. 上記の取締役の員数には、平成27年6月23日をもって退任した取締役4名を含めております。
4. 上記の他に、無報酬の取締役2名及び社外監査役1名がおります。
5. 平成27年6月23日開催の第40回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役5名に対し支払った役員退職慰労金は16,667千円であります。

(3) 社外役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
監 査 役	高 谷 裕 介	二重橋法律事務所	弁護士
監 査 役	芦 田 幸 一	株式会社ユニマットホールディング 株式会社ユニマットマミー&キッズ	経営企画室 部長 取締役
監 査 役	石 橋 治 朗	石橋税務会計事務所	公認会計士・税理士

- (注) 1. 当社は、二重橋法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。
2. 株式会社ユニマットホールディングは、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマットライフの親会社であります。また、当社と株式会社ユニマットホールディングの間では経営指導業務委託契約及び「ユニマット」のブランド使用のため、商標使用権許諾契約を締結しております。
3. 株式会社ユニマットマミー&キッズは、当社と同一の部類に属する事業をおこなうとともに、当社との間で同社の事務業務全般に関する業務委託契約を締結しております。
4. その他社外役員との特別な関係はございません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はございません。

③ 社外役員の主な活動状況

社外監査役 高谷裕介氏は、弁護士として培われた企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスに対する監視・助言をおこなっております。また、当事業年度開催の取締役会30回のうち26回、監査役会14回のうち12回出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜おこなっております。

社外監査役 芦田幸一氏は、経営に係る実務経験及び幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスに対する監視、助言をおこなっております。また、当事業年度開催の取締役会30回のうち30回、監査役会14回のうち14回出席しており、主に会社経営で培った知識及び経験から、審議に関して必要な発言を適宜おこなっております。

社外監査役 石橋治朗氏は、公認会計士及び税理士として培われた実務経験及び幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスに対する監視、助言をおこなっております。また、当事業年度中に就任された後の当事業年度開催の取締役会21回のうち20回、監査役会10回のうち9回出席しており、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜おこなっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 高谷裕介氏及び石橋治朗氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、経営への監督を強化するために社外取締役を置くことの有効性を認識し、これまでも社外取締役候補者の人選をおこなっておりましたが、適任者を確保するには至らず、当事業年度末において社外取締役を置いておりません。

このたび、当社は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い新設された機関設計である「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成28年6月21日開催予定の第41回定時株主総会に上程いたします。

#### 4. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の内容の概要  
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に交付した新株予約権等の内容の概要  
該当事項はございません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

大光監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である大光監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額に二を乗じて得た金額をもって損害賠償責任の限度としております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、監査役会と綿密な連携をとりつつ解任または不再任の決定をおこなう方針です。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## 6. 業務の適性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会を定期的開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款の適合性を監視するための十分な体制を構築する。
  - ② 企業理念、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、これに基づいて、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をする。
  - ③ 事業部門及び管理部門とは独立したコンプライアンス推進部を置き、当社及び当社子会社の全社的な管理をおこない、その結果を当社の取締役会へ報告する。
  - ④ コンプライアンス体制の強化を図るため、コンプライアンス推進部直轄の組織である内部監査室による監査及び「内部通報規程」に基づき、当社及び当社子会社における法令違反行為、社内規則違反行為等を通報し、コンプライアンス・リスク管理委員会でその調査をおこない、迅速かつ適切な対応をするとともに、内部統制上の問題の是正及び予防に努める。
  - ⑤ 当社及び当社子会社の社内で発生する事故をレベル別に管理し、緊急連絡網に則り迅速に対応する。
  - ⑥ 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則との適合性を確保するため、内部統制委員会を設け、その結果を評価し取締役会に報告する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時当社及び当社子会社のこれらの文章等を閲覧できる。

その他重要な内部情報等については、「機密管理規程」に基づき、管理をおこなう。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社及び当社子会社における業務遂行を阻害する損失の危険を予防し、企業価値の保全を図る。
  - ② 取締役会は各事業における施設、品質、情報セキュリティ等、経営に関わるリスク管理を統括する。取締役会は、全社的にリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動をおこなう。
  - ③ 経営に重大な影響を与えると思われる事態が発生した場合（危機時）、取締役会は、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮するとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。その他、臨機応変に対応することができるようにするため、予め、リスク管理レベル及び緊急連絡網を整備し周知する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
  - ① 取締役会は、会議を開催して、環境変化に対応した当社及び当社子会社の将来ビジョンと経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期、業績目標を設定して全社に周知徹底する。当社及び当社子会社の設備投資、新規案件については、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に当社及び当社子会社に係る効率的な人的配分をおこなう。
  - ② 取締役会は、会議を開催して、当社及び当社子会社の月次の業績及び目標に対する評価・分析をおこない、必要に応じて対策をおこなう。
  - ③ 経営と執行を効率的におこなうため、執行役員制度を導入するとともに、有効な「職務権限規程」・「稟議決裁規程」を定め、業務執行組織を運営する。
  - ④ 取締役会からの独立性を確保しつつ企業経営に関するアドバイザリーボードとしての特別委員会を設置する。
  - ⑤ 経営の迅速化と機動性を確保するため、ITの活用体制を整備する。
  
5. 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社及び当社子会社の事業経営・管理については、「関係会社管理規程」に基づいて、各社の経営成績及び財務の状況を確認するとともに、業務の適法性、妥当性及びリスク管理などの状況を把握する。また、関係会社の重要事項については、機関決定する前に、当社の取締役会の承認を得るものとする。
  - ② 内部監査室は当社及び当社子会社に対する監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
  - ③ 当社は、当社及び当社子会社全体にとって重要な事項については、当社子会社から適切に報告を受け、当社子会社の規模等に応じて当社への報告の手續・内容等を定める諸規定を設け、かつ、担当部署を設置して適切な指導・助言をおこなう。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項

当社は監査役の求めに応じてその職務を補助するための従業員（以下「補助使用人」という。）を任命する。その任命にあたっては取締役会からの独立性を確保するため、監査役と事前に協議をおこなう。
  
7. 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合における、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会は、補助使用人の人事異動について、事前に人事担当役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には理由を付してその変更を人事担当役員に申し入れることができる。また、補助使用人を懲戒に処する場合には人事担当役員は予め監査役会の承諾を得る。加えて、補助使用人はその業務を執行するに当たって、監査役の指揮・命令に服する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ① 当社及び当社子会社の取締役は監査役に対して、取締役会等の重要な会議における決定事項、法定事項のほか、コンプライアンス等の内容を随時報告する。
  - ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定及び規程に定められた事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、監査役から報告を求められた事項について速やかに当社監査役又は監査役会に報告する。
  - ③ 内部監査室は、事業部門及び管理部門とは独立したコンプライアンス推進部直轄の組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性及び妥当性並びにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を監査役に報告する。
  - ④ 当社及び当社子会社の内部通報事務局は、当社監査役に内部通報の状況について定期的に報告する。
  - ⑤ 当社及び当社子会社は、上記の報告をおこなった取締役及び使用人に対し、当該報告をおこなったことを理由として、不利な取り扱いをおこなうことを禁止する。
  
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の執行に必要なでないことを証明できた場合を除き、これを拒むことができない。
  
10. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
  - ① 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。
  - ② 監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備する。
  - ③ 監査役は、コンプライアンス推進部、事業部門、管理部門との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換をおこなう等連携を図る。
  - ④ 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携が取れる環境を整備する。
  
11. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係排除については、社会的責任及び企業防衛から「コンプライアンス・リスク管理規程」に明記し、反社会的勢力に対して一切の関係を拒絶するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応をおこなう。

## (2) 業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備・運用しております。

また、コンプライアンス・リスク管理規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会を適宜開催し、コンプライアンス及びリスクに関する課題の分析、予防策や対応策等の検討をおこない、取締役会に報告しております。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部監査室が内部監査計画に基づく業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。また、財務報告に係る内部統制においては、内部統制委員会が財務報告に係る有効性の評価をおこなっております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社は、当社の企業価値の源泉は、創業以来一貫して医療・介護分野に取り組んできた豊富な実績とノウハウが凝縮した「そよ風」のブランド価値にあると考えます。また、このブランド価値は、株主の皆様、利用者様とご家族、職員、お取引先、地域社会等との間で持続的な信頼関係を構築していくことにより、維持、醸成されていくものと考えます。そして当社は、このブランド価値をさらに磨き上げていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社は、当社株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づきおこなわれるべきものであると考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の買付をおこなう者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような濫用的な買収に対して必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取り組んでおります。この取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

- a. 新規出店に際しては、専門部署の綿密なマーケティングと施設設計に基づいて、地域のニーズに適合した介護サービスを複合的に提供するというビジネスモデルをもって、安定的な事業運営を図る。
- b. 教育研修担当部署を設け、コンプライアンスの向上及び介護サービスの向上と均一化を図る。
- c. 内部統制の充実と経営責任の明確化と意思決定の迅速化、コンプライアンスの強化をおこなう。

当社は、独立役員として社外監査役1名を指定し、取締役の任期を1年として経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化しております。また、当社取締役会からの独立性を確保しつつ企業経営に関するアドバイザリーボードとしての特別委員会を創設し、経営の透明性を高めてまいります。このように当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

## 3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み並びに具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、平成19年5月31日開催の取締役会及び同年8月30日開催の第32回定時株主総会決議に基づき、「大規模買付けルール（買収防衛策）」（以下「本ルール」という。）を導入いたしました。また、平成22年8月24日開催第35回定時株主総会及び平成25年6月21日開催第38回定時株主総会において本ルールを継続することを決議しております。

本ルールの詳細については平成25年5月17日付けプレスリリースにも掲載しております。

「2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み」のとおり、当社の計画は、企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させることを目的に策定されており、基本方針に沿ったものであります。本ルールの発動に際しては、独立性の高い第三者委員によって構成される特別委員会の判断を経ることが必要とされており、有効期間が最長3年と定められ、取締役会にていつでも廃止できるものであります。よってその公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本対応策は、平成28年6月21日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、本対応策は本株主総会終結の時をもって有効期間満了により終了し、継続しないことを決議しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分について、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績等を勘案して、株主の皆様への利益還元をおこなうことを重要な経営目標の一つと認識し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、一株につき14円とさせていただきます。株主の皆様のご理解とご支援に対し厚く御礼申し上げますとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,176,568</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,306,328</b>
現金及び預金	2,200,971	支払手形及び買掛金	865,671
受取手形及び売掛金	5,969,352	短期借入金	900,000
商品及び製品	8,815	1年内返済予定の長期借入金	2,850,310
販売用不動産	572,744	リース債務	139,763
原材料及び貯蔵品	34,598	未払法人税等	260,446
繰延税金資産	257,528	賞与引当金	576,524
その他	2,183,453	未払費用	1,540,925
貸倒引当金	△50,897	その他	1,172,686
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,604,663</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>20,234,666</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>22,110,890</b>	社 債	300,000
建物及び構築物	11,679,028	長期借入金	9,572,145
土地	3,807,245	リース債務	6,297,682
リース資産	5,724,553	長期預り保証金	2,220,116
その他	900,062	退職給付に係る負債	1,204,030
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>650,452</b>	役員退職慰労引当金	20,263
のれん	398,243	債務保証損失引当金	442
その他	252,208	資産除去債務	117,321
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,843,321</b>	その他	502,664
投資有価証券	517,584	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,540,994</b>
長期貸付金	75,780	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	292,403	株 主 資 本	10,165,655
長期営業債権	59,158	資 本 金	8,479,068
破産更生債権等	731,357	利 益 剰 余 金	2,834,143
差入保証金	1,803,290	自 己 株 式	△1,147,556
敷 金	1,876,789	その他の包括利益累計額	74,582
その他	379,773	その他有価証券評価差額金	192,242
貸倒引当金	△892,815	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△10,844
<b>資 産 合 計</b>	<b>38,781,232</b>	退職給付に係る調整累計額	△106,816
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,240,237</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>38,781,232</b>

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		44,971,875
売上原価		40,532,588
売上総利益		4,439,287
販売費及び一般管理費		3,667,095
営業利益		772,192
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,699	
貸倒引当金戻入額	88,856	
遅延損害金収入	5,473	
その他の営業外収益	3,000	
営業外費用		57,725
支払利息	451,019	
支払手数料	108,235	
繰上消費	3,000	
繰上の他営業外費用	75,446	
繰上の他営業外費用	23,526	
経常利益		661,227
特別利益		280,719
投資有価証券売却益	15,605	
受取寄付金	39,521	
特別損失		55,127
固定資産除却損失	45,736	
減価償却損失	12,859	
解体撤去費用	42,915	
解約補償金	30,000	
その他の特別損失	4,809	
税金等調整前当期純利益		136,320
法人税・住民税及び事業税	260,161	
法人税等調整額	102,464	
当期純損失		362,626
親会社株主に帰属する当期純損失		163,100
		163,100

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,165,029</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,306,148</b>
現金及び預金	2,189,432	買掛金	865,671
売掛金	5,969,352	短期借入金	900,000
商品及び製品	8,815	1年内返済予定の長期借入金	2,850,310
販売用不動産	572,744	リース債務	139,763
原材料及び貯蔵品	34,598	未払金	224,818
前払費用	587,827	賞与引当金	576,524
繰延税金資産	257,528	未払費用	1,540,925
未収収益	6,556	未払法人税等	260,266
短期貸付金	6,360	短期預り保証金	660,438
未収入金	1,180,256	その他	287,429
貸倒引当金	402,263	<b>固 定 負 債</b>	<b>20,127,850</b>
	△50,707	社債	300,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,672,013</b>	長期借入金	9,572,145
<b>有形固定資産</b>	<b>22,175,679</b>	リース債務	6,297,682
建物	11,659,589	長期預り保証金	2,220,116
工具・器具及び備品	830,784	退職給付引当金	1,097,214
土地	3,807,518	役員退職慰労引当金	20,263
リース資産	5,724,553	債務保証損失引当金	442
その他	153,232	資産除去債務	117,321
<b>無形固定資産</b>	<b>650,452</b>	長期前受金	64,075
のれん	398,243	その他	438,589
その他	252,208	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,433,998</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,845,882</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	517,584	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,221,645</b>
関係会社株	2,561	資 本 金	8,479,068
長期貸付金	75,780	利 益 剰 余 金	2,890,133
長期営業債権	59,158	利益準備金	41,258
破産更生債権	731,357	その他利益剰余金	2,848,875
繰延税金資産	292,403	繰越利益剰余金	2,848,875
繰延消費税	303,140	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,147,556</b>
差入保証金	1,803,290	評価・換算差額等	181,398
敷金	1,876,789	その他有価証券評価差額金	192,242
その他	76,632	繰延ヘッジ損益	△10,844
貸倒引当金	△892,815	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,403,044</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>38,837,043</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>38,837,043</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	44,971,875
売上原価	40,532,588
売上総利益	4,439,287
販売費及び一般管理費	3,667,002
営業利益	772,285
営業外収益	14,697
受取利息及び配当金	88,856
貸倒引当金戻入額	5,473
遅延損害金収入	3,000
その他の営業外収益	57,724
営業外費用	451,019
支払払手数料	108,235
補助金費用	3,000
繰延消費税償却	75,446
その他の営業外費用	23,526
経常利益	661,227
特別利益	280,809
投資有価証券売却益	15,605
受取寄付金	39,521
特別損失	55,127
固定資産除却損失	45,736
減損損失	12,859
解体撤去費用	42,915
解約補償金	30,000
その他の特別損失	4,809
税引前当期純利益	136,320
法人税・住民税及び事業税	199,616
法人税等調整額	259,981
当期純損失	102,464
	362,446
	162,830

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月15日

株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ  
取締役会 御中

大光監査法人

代表社員 公認会計士 亀岡保夫 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 高山康宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月15日

株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ  
取締役会 御中

大光監査法人

代表社員 公認会計士 亀岡保夫 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 高山康宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室、法務部、その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ 監査役会

常勤監査役 高橋 英生 ㊟  
社外監査役 高谷 裕介 ㊟  
社外監査役 芦田 幸一 ㊟  
社外監査役 石橋 治朗 ㊟

(注) 監査役 高谷裕介並びに芦田幸一及び石橋治朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社の制度が創設されました。つきましては、取締役会の監督機能を強化し、経営の公正性・効率性の向上を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 当社大規模買付ルール(買収防衛策)の継続はおこなわず期間満了日(平成28年6月21日)にて廃止することに伴い、関連する条文の削除を行うものであります。

(3) 当社の事業の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)の一部表示を変更するものであります。

(4) その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他所要の変更をおこなうものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 (条文省略)	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (26) (条文省略) (27) <u>医療スタッフ紹介に関する業務</u> (28) ~ (42) (条文省略)	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (26) (現行どおり) (27) <u>有料職業紹介事業</u> (28) ~ (42) (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
(公告方法) 第5条 (条文省略)	(公告方法) 第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得) 第7条 (条文省略)	(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 (条文省略)	(単元株式数) 第8条 (現行どおり)
(単元未満株主の権利制限) 第9条 (条文省略)	(単元未満株主の権利制限) 第9条 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第10条 (条文省略)	(株式取扱規程) 第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり)
(基準日) 第12条 (条文省略)	(基準日) 第12条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会 (削除)
(株式会社の支配に関する基本方針) 第13条 当会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの導入、廃止又は発動は、株主総会又は取締役会の決議によって行う。 2 前項の取組みの改正は、取締役会の決議によって行う。	
(株主総会の招集) 第14条 (条文省略)	(株主総会の招集) 第13条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 (条文省略)	(招集権者および議長) 第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 (条文省略)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 (現行どおり)
(決議の方法) 第17条 (条文省略)	(決議の方法) 第16条 (現行どおり)
(議決権の代理行使) 第18条 (条文省略)	(議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第19条 (条文省略)	(議事録) 第18条 (現行どおり)
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は9名以内とする。  (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2 (条文省略) 3 (条文省略)  (新設)   (新設)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 当社は、会社法第329条第3項の規定によって、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。 5 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  (新設)  (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役および監査役全員の同意があったときは、招集通知を省略して取締役会を開くことができる。</p>	<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役全員の同意があったときは、招集通知を省略して取締役会を開くことができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規程) 第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(役付取締役) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の業務執行) 第29条 取締役社長は会社業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は取締役社長を補佐し、かつ取締役会の決議に従い会社の業務を執行する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(取締役の業務執行) 第29条 取締役社長は会社業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役社長を補佐し、かつ取締役会の決議に従い会社の業務を執行する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人</p> <p>(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>第5章 監査等委員会および会計監査人</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があったときは、招集通知を省略して監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があったときは、招集通知を省略して監査等委員会を開くことができる。</p>
<p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は法令またはこの定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(会計監査人の選任) 第38条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の選任) 第34条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期) 第39条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第35条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)、監査役および会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第6章 取締役および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、取締役会の決議によって、第41回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

## 第2号議案 資本金の額の減少の件

### 1. 資本金の額の減少の目的

当社は、株主の皆様への利益還元をおこなうことを重要な資本政策の一つと認識し、株主還元策を安定的に実施していくことを基本方針としております。この基本方針の実現のため、今後も株主還元策を安定的に実施・継続していくための原資をさらに充実させるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図ることを目的として、下記2. の内容の資本金の額の減少をおこなうものであります。

### 2. 資本金の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額

資本金の額8,479,068,843円のうち、8,379,068,843円を減少して、100,000,000円とすることといたします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更はおこなわず、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおりおこなった上で、その全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### (3) 効力発生日

平成28年7月2日を予定しております。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお諮りするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	平家 伸吾 (昭和30年10月17日生)	昭和55年4月 ユナイテッドスチール株式会社（現株式会社ユニマットライフ）入社 平成3年10月 株式会社ユニマットオフィスコ（現株式会社ユニマットライフ）入社 平成10年10月 株式会社ユニマット入社 平成11年4月 株式会社ユニマットクリーンライフ（現株式会社ユニマットライフ）入社 平成18年4月 株式会社ユニマットライフ入社 平成21年6月 同社取締役就任 平成25年11月 当社代表取締役社長（現任） 介護本部 本部長就任 平成26年8月 当社介護本部 本部長 兼 開発本部 本部長就任 平成26年10月 当社開発本部 本部長就任 平成27年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 現在に至る	5,841株
2	中川 清彦 (昭和46年11月15日生)	平成7年4月 株式会社四季の旅社入社 平成14年4月 経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 係長就任 平成16年4月 文部科学省 研究開発局 開発企画課 係長就任 平成17年4月 内閣府 日本学術会議 国際担当参事官 専門官就任 平成18年10月 文部科学省 環境研究・産業連携課 課長補佐就任 平成19年6月 社会福祉法人伸こう福祉会 保育事業部長就任 平成21年4月 同法人認可保育園 キディ藤沢 園長就任 平成23年4月 同法人本部 財務部 部長就任 平成23年8月 株式会社マザーライク 代表取締役就任 平成25年8月 ミソノピア株式会社 代表取締役就任 平成26年5月 当社入社 経営企画室 室長就任 平成26年6月 当社執行役員 経営企画室 室長就任 平成27年6月 当社常務取締役 経営企画室 室長就任 兼 東京・神奈川事業本部 本部長 平成28年4月 当社常務取締役 事業統括本部 本部長就任（現任） 現在に至る	127株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	※ いりえ やすふみ 入江 康文 (昭和42年10月11日生)	平成2年4月 株式会社長谷工コーポレーション入社 平成11年1月 株式会社グッドウィル入社 平成12年1月 株式会社コムスン出向 平成14年4月 同社 取締役就任 平成17年1月 同社 常務取締役就任 平成17年7月 日本シルバーサービス株式会社 代表取締役社長就任(兼任) 平成19年2月 株式会社コムスン 専務取締役就任 平成20年4月 株式会社アドバンテージ・リソーシング・ジャパン 常務執行役員就任(兼任) 平成23年4月 株式会社サンケイビルウェルケア入社 平成24年7月 同社 取締役就任 平成28年1月 当社入社 執行役員就任 平成28年4月 当社執行役員 経営企画室 室長就任(現任) 現在に至る	—
4	こくぼ やすし 小久保 康史 (昭和40年4月3日生)	平成20年10月 株式会社ボンセジュール(現株式会社ベネッセスタイルケア) 代表取締役専務就任 平成24年4月 合併により株式会社ベネッセスタイルケア入社 取締役専務執行役員就任 平成25年4月 株式会社ベネッセMCM 取締役就任 平成25年8月 プロパティエージェント株式会社 シニアリビング事業部準備室 室長就任 平成26年6月 当社入社 常務執行役員就任 平成26年8月 当社常務執行役員 開発本部 有料老人ホーム開発部 部長就任 平成27年6月 当社常務取締役 開発本部 本部長 兼 開発本部 新規開発支援部 部長 兼 開発本部 有料老人ホーム開発部 部長 兼 埼玉・居住系拠点事業本部 本部長就任 平成28年4月 当社常務取締役 開発本部 本部長 兼 居住系事業本部 本部長就任(現任) 現在に至る	383株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	てらさか じゅん 寺坂 淳 (昭和38年4月15日生)	昭和62年4月 株式会社住友銀行(現三井住友銀行) 入行 平成11年8月 トヨタアセットマネジメント株式会社(現 三井住友アセットマネジメント株式会社) 入社 平成18年1月 株式会社ダイヤモンド・フィナンシャル・ リサーチ入社 平成19年11月 同社取締役 COO就任 平成21年7月 株式会社トライグループ入社 平成23年6月 同社執行役員 財務経理部 部長 兼 グ ループ財務経理統括就任 平成25年9月 当社入社 管理本部 本部長就任 平成25年11月 当社執行役員 管理本部 本部長 兼 財 務部 部長就任 平成27年4月 当社執行役員 管理本部 本部長就任 平成27年6月 当社取締役 管理本部 本部長就任(現 任) 現在に至る	—
6	ふじい やすひこ 藤井 康彦 (昭和33年1月6日生)	昭和55年12月 トステム株式会社(現株式会社LIXIL) 入社 平成25年8月 ミソノピア株式会社入社 施設長就任 平成26年9月 当社入社 常務執行役員就任 平成26年10月 当社常務執行役員 介護本部 本部長就任 平成27年4月 当社常務執行役員 介護本部 本部長 兼 営業支援部 部長就任 平成27年6月 当社取締役 介護本部 本部長 兼 介護 本部 営業支援部 部長就任 平成28年4月 当社取締役 事業統括本部 事業運営部 部長 兼 事業統括本部 西日本事業本部 事業本部長就任(現任) 現在に至る	383株
7	たにぐち れいこ 谷口 礼子 (昭和32年5月2日生)	平成12年4月 当社入社 平成12年8月 当社栃木ケアセンターそよ風 センター長 就任 平成15年12月 当社栃木ブロック ブロック長就任 平成20年7月 当社栃木支社 支社長就任 平成23年9月 当社執行役員 栃木支社 支社長就任 平成24年7月 当社執行役員 介護本部 副本部長就任 平成25年7月 当社常務執行役員 介護本部 副本部長就 任 平成26年6月 当社取締役 介護本部 副本部長就任(現 任) 平成28年4月 当社取締役 事業統括本部 栃木・埼玉事 業本部 事業本部長就任(現任) 現在に至る	600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
8	<p style="text-align: center;">たかはし ようじ 高橋 洋二 (昭和18年3月6日生)</p>	<p>昭和50年5月 株式会社丸和トレーディングカンパニー (現株式会社ユニマットライフ) 設立 代 表取締役就任</p> <p>平成9年6月 株式会社カッシーナジャパン (現株式会社 カッシーナ・イクスシー) 代表取締役会 長就任 (現任)</p> <p>平成22年10月 株式会社ユニマットライフ 代表取締役会 長兼社長就任</p> <p>平成23年3月 同社代表取締役会長就任 (現任)</p> <p>平成25年4月 株式会社ユニマットゼネラル (現株式会社 ユニマットホールディング) 代表取締役 就任 (現任)</p> <p>平成25年11月 当社取締役相談役就任 (現任)</p> <p>平成26年7月 株式会社ユニマットプレシヤス 代表取締 役就任 (現任)</p> <p>平成26年8月 株式会社ユニマットマミー&amp;キッズ 取締 役就任 (現任)</p> <p>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社ユニマットライフ 代表取締役会長 株式会社ユニマットホールディング 代表取締役 株式会社ユニマットプレシヤス 代表取締役 株式会社ユニマットマミー&amp;キッズ 取締役</p>	1,948,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
9	<p style="text-align: center;">やまうち もりお 山内 森夫 (昭和35年12月14日生)</p>	<p>昭和59年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行  平成20年12月 株式会社三井住友銀行 法人審査第一部  上席審査役就任  平成24年5月 株式会社ユニマットホールディング（現株式会社ユニマットライフ）出向 執行役員  就任  平成25年4月 株式会社ユニマットライフ 取締役就任  （現任）  平成25年7月 株式会社ユニマットゴルフマネジメント  （現株式会社ユニマットプレシャス） 取  締役就任（現任）  平成25年9月 株式会社カッシーナ・イクスシー 社外監  査役就任（現任）  平成25年11月 当社取締役就任（現任）  平成26年11月 株式会社ユニマットゼネラル（現株式会社  ユニマットホールディング） 取締役 経  営企画室 室長就任  平成27年2月 株式会社ユニマットマミー&amp;キッズ 代表  取締役就任（現任）  平成27年7月 株式会社ユニマットゼネラル（現株式会社  ユニマットホールディング） 常務取締役  （現任）  現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況）  株式会社ユニマットライフ 取締役  株式会社ユニマットホールディング 常務取締役  株式会社ユニマットプレシャス 取締役  株式会社ユニマットマミー&amp;キッズ 代表取締役</p>	741株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 高橋洋二氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社ユニマットホールディングの代表取締役であります。同社は、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマットライフの親会社であり、当社と株式会社ユニマットホールディングの間では経営指導業務委託契約及び「ユニマット」のブランド使用のため、商標使用権許諾契約を締結しております。また、同氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマットライフの代表取締役会長であります。同社は当社の主要株主に該当します。同社は当社との間で資本業務提携に関する合意書を締結している他、給茶機・オフィスマット・モップのレンタルの取引や不動産の賃貸借取引があります。また、同氏は、株式会社ユニマットマミー&キッズの取締役を兼務しており、同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社との間で同社の事務業務全般に関する業務委託契約を締結しております。
3. 取締役候補者 高橋洋二氏は、当社の主要株主である筆頭株主であります。
4. 取締役候補者 山内森夫氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社ユニマットホールディングの常務取締役であります。同社は、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマットライフの親会社であり、当社と株式会社ユニマットホールディングの間では経営指導業務委託契約及び「ユニマット」のブランド使用のため、商標使用権許諾契約を締結しております。また、同氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマットライフの取締役であります。同社は当社の主要株主に該当します。同社は当社との間で資本業務提携に関する合意書を締結している他、給茶機・オフィスマット・モップのレンタルの取引や不動産の賃貸借取引があります。また、同氏は、株式会社ユニマットマミー&キッズの代表取締役を兼務しており、同社は当社と同一の部類に属する事業を行うとともに、当社との間で同社の事務業務全般に関する業務委託契約を締結しております。
5. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお諮りするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	※ たかや ゆうすけ 高谷 裕介 (昭和52年5月12日生)	平成19年9月 弁護士登録(第二弁護士会) 平成23年7月 二重橋法律事務所(現任) 平成24年6月 当社社外監査役就任(現任) 現在至る	—
2	※ あしだ こういち 芦田 幸一 (昭和49年8月11日生)	平成9年4月 株式会社ユニマットライフ入社 平成16年11月 株式会社ユニマットホールディング (現株式会社ユニマットライフ)入社 平成20年5月 株式会社K-twoエフェクト取締役就任(現任) 平成21年8月 当社社外監査役就任 平成23年8月 当社社外監査役退任 平成25年6月 当社補欠監査役選任 平成25年9月 株式会社カッシーナ・イクスシー 社外監 査役就任(現任) 平成26年3月 株式会社ユニマットゼネラル(現株式会社 ユニマットホールディング)転籍 経営企 画室 部長就任 平成26年6月 当社社外監査役就任(現任) 平成27年4月 株式会社ユニマットマミー&キッズ 取締 役就任(現任) 平成28年5月 株式会社ユニマットホールディング 取締 役就任(現任) 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社ユニマットホールディング 取締役 株式会社ユニマットマミー&キッズ 取締役	501株
3	※ いしげし はるお 石橋 治朗 (昭和43年8月6日生)	平成10年10月 中央青山監査法人入所 平成18年1月 石橋税務会計事務所入所(現任) 東陽監査法人契約会計士として勤務 平成26年6月 当社補欠監査役選任 平成27年6月 当社社外監査役就任(現任) 現在に至る	—

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 高谷裕介氏、芦田幸一氏、及び石橋治朗氏は社外取締役候補者であります。
3. 高谷裕介氏を社外取締役候補者とし、また社外取締役としての職務を適切に遂行することができる者と判断した理由は、企業法務を専門とし、弁護士として培われた法律の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かして、社外取締役としての職務を遂行できると判断したためであります。なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。当社は、高谷裕介氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて高谷裕介氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。
3. 芦田幸一氏を社外取締役候補者とした理由は、経営に係る実務経験及び幅広い見識を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
4. 石橋治朗氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として培われた実務経験及び幅広い見識を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただきたいためであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。当社は、本議案が承認された場合、新たに石橋治朗氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。
5. 監査等委員である取締役候補者 芦田幸一氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社ユニマットホールディングスの取締役であり、過去2年間においても同社の業務執行者であり、使用人としての給与等を受けておりました。同社は、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマットライフの親会社であります。また、当社と株式会社ユニマットホールディングの間では経営指導業務委託契約及び「ユニマット」のブランド使用のため、商標使用権許諾契約を締結しております。また、同氏は、株式会社ユニマットマミー&キッズの取締役を兼務しており、同社は当社と同一の部類に属する事業をおこなうとともに、当社との間で同社の事務業務全般に関する業務委託契約を締結しております。
6. 監査等委員である取締役候補者 高谷裕介氏、及び石橋治朗氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 第1号議案「定款一部変更の件」ならびに高谷裕介氏、芦田幸一氏、及び石橋治朗氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は各氏との間で、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行しますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員会設置会社に移行後の補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお諮りするものであります。なお、補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、第1号議案「定款一部変更の件」でご提案の新定款第20条5項の定めに従い、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとしますが、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
えぐち みつる 江口 充 (昭和30年5月5日生)	昭和54年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成14年10月 同行 日本橋支店 副支店長就任 平成19年8月 株式会社ユニマツ不動産（現株式会社ユニマツライフ） 取締役 管理本部長就任 平成23年4月 株式会社ユニマツリアルティ 取締役 就任 平成26年1月 株式会社ユニマツゼネラル（現株式会社ユニマツホールディング） 取締役就任 平成27年5月 当社入社 管理本部 財務部 部長就任 平成27年6月 当社執行役員 管理本部 財務部 部長就任（現任） 現在至る	—

(注) 補欠の監査等委員である取締役候補者 江口 充氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成25年6月21日開催の第38回定時株主総会において、年額1億2,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなりますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額1億2,000万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役は8名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は9名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなりますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額2,500万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第8号議案 退任監査役に対し役員退職慰労金贈呈の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役高橋英生氏は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
高橋英生	平成24年6月 当社監査役（常勤）就任（現任） 現在に至る

以上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号  
アイビーホール青学会館 地下2階 サフラン  
TEL 03-3409-8181

交 通 (地下鉄)

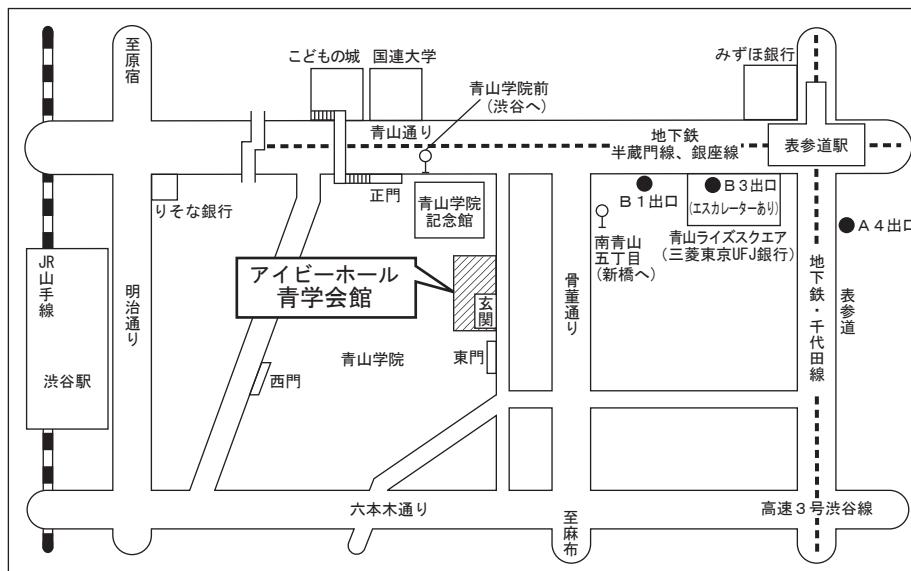
●銀座線・半蔵門線・千代田線 — 表参道駅下車 (B3またはB1出口より徒歩約5分)

(都営バス)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋88系統) 南青山五丁目下車 (徒歩約3分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋88系統) 青山学院前下車 (徒歩約3分)

(概略図)



○駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。